

# 説苑



## 歴代内務土木局長と其時代 (九)

堀田貢氏一

### 清 水 生



筆者は「歴代内務土木局長」と題して、歴代の内務省土木局長に奉職した人物を書いて見て始め、一度の経験から見ても小傳の正確さ、筆者の見解の正確さは甚だ疑いしいのである。けれども讀者諸賢がその心持ちで読んで貰らへばこの僅かなる小傳も亦何等かの意義があらうと思はれるのである。惜てこういふ前書きは別として、物つたことであるが、人の傳記を編むことは實に困難な

て端刀直入に本題に入ることにする。

故正四位勳三等堀田貢氏、氏は明治九年十一月に福島縣安積郡河内村に名主堀田喜左衛門氏の次男として生れてゐる。氏の母堂はハツ子と云つて賢夫人であつた。開成山中學現在の福島縣立安積中學校を経て仙臺の第二高等學校と順次に進んで明治三十七年には東京帝國大學英法科を卒業して最初は遞信省にはいつたが、後ち水野鍊太郎氏を頼つて内務省に轉じ千葉縣事務官を振出しし神奈川縣、茨城縣等の地方に轉任して地方行政の實務に當つて、學識と實際の經驗とを體得し行政官として儕輩に擢んでゐた。その結果として再び内務本省に書記官として任用され大臣官房文書課長、會計課長、内務大臣秘書官等を勤めたが、大正四年大隈内閣の時には京都府の内務部長となつて再び地方官になつた。而して陛下御卽位の大典には知事を輔佐して相當の成績を擧げたのである。其後歐米各國を巡遊して大に見聞を廣め歸朝後當時の内務大臣であつた水野鍊太郎氏に抜擢されて内務省土木局長の椅子についたのである。こ

れが水野氏が寺内内閣の下に内務大臣であつた後藤新平伯の外相に轉ずるに及んで内相となつた。大正七年四月二十日から三日遅れて同年四月廿五日であるから即ち水野氏は内相となると三日目に氏を拔擢して土木局長としたのである。當時の内務省の首腦部はどんな顔觸れであつたかと云へば内閣は寺内正毅伯を首相とする所謂寺内内閣で、水野内相の下に小橋一太氏が女房役の次官で添田敬一郎氏が山形縣知事から轉じて地方局長に永田秀次郎氏が三重縣知事から本省入りして警保局長に、塚本清治氏が神社局長に杉山四五郎氏が衛生局長といふやうな所であつた。而して氏は土木局長としては寺内、原、高橋の三代内閣までゐたが内相は水野氏と床次氏との兩氏に仕へてゐる。從て氏の土木局長在職は大正七年四月廿五日から大正十一年六月十四日まであるから約滿四ヶ年と二ヶ月の永きに亘つてゐる。氏は高橋内閣の瓦解と同時に床次内相と共に下野したが間もなく原敬氏を始め水野、床次、兩先輩等に諮詢して郷里福島縣から政友會の公認候補として衆議院の總選舉戰に出

馬したが、元來福島縣といふ所は當時反對黨の河野廣中氏等の勢力が強い所であつたから惜しいかな氏も亦敗れて落

選の憂目を見たのである。其後再び加藤友三郎内閣成るに及んで水野氏は再び臺閣に列し内相となつたので、氏は亦もや抜擢されて帝都治安の重鎮たる警視總監となつたが間もなく水野内相の下に内務次官となつてゐる。斯様の内に氏は大正十一年以來病に罹り病勢は一進一退の状態にあつたがために官を辞し専心その静養に勉めてゐたが、遂に大正十五年二月三日に歸五十一歳の若さを以て歿したのである。氏はタマ子夫人との間に四男二女があつた。誠に惜みても尚餘りあることである。

これが故堀田貢氏の略歴であるが、氏の才幹を克く見透して最初氏の切なる希望をおれて、内務系統に取つたのも亦土木局長、警視總監、内務次官と抜擢して克く氏の英才と力量を發揮せしめたのも水野鉢太郎氏であるから水野氏は誰れよりも先に克く氏を熟知してゐる人である。筆者は仲秋朗やかな或る一日の午後に芝區高輪なる水野氏の邸を

訪ふて、あの温厚なる氏に親しく接して堀田氏に對する追憶談を聞いた。

堀田君は幼い頃から神童の譽があつて、各學校とも常に優位を占めてゐたやうであつたが、東京帝國大學を卒業後見習として遞信省に入つた。然し君の志は内務行政に在りて内務省に入ることを常に望んでいたやうであつた。或る一日私の所に來てその希望を述べたので、私は君の志望の熱烈なるを認めて遂に内務省に採用して指導したのであつた。其後千葉、神奈川、茨城等の各縣等に轉任して地方行政の實務に當つたが、その識見といひ力量といひ亦事務的にも頗る才幹があつて相當の良成績を挙げたのである。夫れで私は君の如き俊才を長く地方に置くよりも直接本省に入れて使つて見たいと思ふて本省の書記官として任用したのである。其後再び京都府の内務部長に出で亦歐米を視察して大に見聞を廣めたのであつた。歸朝後間もなく私が内務大臣になると土木局長に抜擢したのであつたが土木局長としての業績は亦顯著な

ものがあつた。例へば明治廿一年以來屢々企てられて成

立しなかつた道路法を制定して我が道路行政上に一新時

機を與へたのも君の力に待つところが多大であつた。亦

港灣行政に付ても政府の直接執行する港灣工事の統一を

期し公有水面の利用と水面に存する権利との調和を圖る

ために從來の断片的法規を統一して公有水面埋立法の制

定等にも力を致し又門司神戸横濱の三大港灣の工事にも

力を盡して相當の成績を擧げてゐる。私は再び内務大臣

になつた時には當時帝都の警察状況を見るに非凡の秀才

を以て之に當らしむることの必要を認めたので、君を頼

はして警視總監の任に當らしめたのであつたが、その在

任中は頗る短期間ではあつたが警察の民衆化に努め大に

畫策する所があつた。當時内務次官であつた川村竹治氏

が満鐵社長に轉じたるために、内務次官の椅子に君を迎

へたのであつたが、この時分から君は不幸にして病魔に

襲はれ半歳ならずして退官して専ら静養に勉めてゐた

が、遂に前途有爲の才を抱いて白玉樓中の人となつたこ

とは國家のためにも誠に遺憾とする所であつた。

君は資性快活であつて、瑣事には拘泥せずしかも事に當つては非常に熱心で各種の難問題を解決し亦凡ての事案に對しても敏速に措置する手腕を持つてゐた。君は斯

様に一面に於ては敏腕なる事務家であると共に他面政治家的素質を持つてゐて政治的情勢も克く洞察してゐたやうであつた。假すに齡を以てすれば君の識見と手腕とを以て恐らくは政治家としても立派に成功してゐたであらう。亦大臣にもなつてゐたと思ふのである。云々。

これが水野氏の筆者に對して語られた話である。氏は後輩を思ふ情の切なるものがある。これは水野氏の人格徳望の然らしむる所であると共に、故堀田氏の才幹と力量とそこの人格が亦自然に先輩たる水野氏をして衷心からかく思はしめたのであらう。水野氏が如何に氏の長逝を惜しみて哀悼の情に堪へないものがあるかは左の一詩を見ても首肯出来るのである。

憶昔日尋雨底山　壯遊如夢古函關  
英魂今尚那邊去　只見行雲度岫還

志業廿年才未伸　濟時懷抱一拋新

乍歸鶴見寺邊士　俯仰寥々春不春

總持寺の靈域に永へに眠れる氏がこの詩を見れば先輩の知遇に感泣してゐると思はれるのである。筆者は斯くありてこそ人間最大最上の美德が發揮されるのであると云ふて譁らないとつくづく感じたのであつた。

惜て堀田氏が土木局長在任は前にも一寸書いたやうに約満四ヶ年と二ヶ月餘に亘つてゐるから歴代土木局長中頗る永い方であつた。その間に於て氏は相當顯著なる功績を残してゐるが、これを一つへ書けば際限がないからその重なるものを列舉して見ると、

### 第一、道路法の制定

#### 第一、軌道法の制定

第三、臨時治水調査會を設置して從來指定したる第二期改修河川、其他から改修河川五十四箇川を選定して大

正十一年度から實施することとの計畫樹立に力を致したこと

第五、道路改良會の創立に當つて多大の盡力をなし尙創立後に於ても常務理事として又は副會長として會務執行の全責任を荷ひ本會が今日の如き盛況を見るに至つたのもその努力に依ることが多大である

第六、港灣協會が大正十一年に創立すに當つて非常なる努力をなし又創立後に於ても同會の理事とし又副會長として會の使命達成に力を致したこと

等々であるが、就中我國の道路行政に劃期的な一大事業としての道路法の制定には實に氏の力に俟つところは甚だ大きなものがあつた。

元來道路法の制定は約三十年來の懸案であつて、既に明治二十一年頃から政府當局これが調査に着手して公共道路條例とか街路條例とかいふものを起草して道路に關する法

制の確立に努力をなしつつあつたのであるが、然し未だこれを法律化することには機運が達しなかつたのであつた。

而して道路法に關する具體的成案を得たのは明治廿六年以後のことであつて、都筑馨六氏が土木局長の時代に稍や具體的な成案を得たのであつた。そうして明治二十九年に公共道路法案といふ名稱の下に時の帝國議會に提出したが否決の運命に遇ひ更に明治三十二年に再び帝國議會に提出して政府も頗る熱心にその通過を圖つたにも拘らず、貴族院に於て審議未了となつてこれ亦通過するに至らなかつたのである。その後更に修正を加へ或は地方長官の意見等を徵して大正六年に大體の成案を得て議會に提出せんとしたが、政府部内に於て意見の一一致を見なかつたために亦提出が出來なかつた。大正七年になつて堀田氏が土木局長に就任するや更に調査研究の上第四十一帝國議會に提出して、茲に始めて貴衆兩院の協賛を得て多年の懸案たる道路法も遂にその成立を見るに至つたのである。即ち大正八年四月に法律第五十八號を以てこれを公布するに至つたのであ

る。かやうに三十年間の星霜を経て漸く制定施行を見るに至つただけこの間には都筑馨六、古市公威、水野鍊太郎、南部光臣、犬塚勝太郎、小橋一太氏等々と嘗て土木當路者であつた人々の苦心努力は容易ならざるものがあつたが故に氏のみの功績に歸する譯けには行かぬが、これが制定施行は氏の土木局長在任時代であつたから氏は在任以來最も熱心に再調査と更に研究を重ね又各方面にも絶へず接衝の上漸く議會に提出するの運びに至らしめ、これが通過を見たのはこの間氏の容易ならざる努力の結果である。

一體我國の道路の状況は、當時に於ては歐米先進國に比較して非常に遅れてゐる有様であつて、近代交通機關である自動車の利用に應ずるだけの設備を持つたものは極めて少ないのである。只だ六大都市の街路の一部に稍や近代的の道路といふ位のものがあるだけであつて、其他の大部分は其の規格構造等に於て到底自動車交通に耐へないのみならず、甚しきに至つては國道筋に橋梁が無く貢取橋或は渡船に依つて辛じて交通を充してゐるといふやうな洵に情け

ない状況であつて、嘗て一外人をして「日本の道路は道路と名の附けるものでなく田舎の田舎である」と迄云はしめた程であつた。斯の如く我國の道路の調はないのは過去に於て種々の原因があつたのであるが、封建時代に於て諸侯が各地に割據して關門を設け關所を置いて道路交通の自由を妨げたことが自然我國の道路發達を阻害した著しい原因

の一つではあるが、亦我國が非常に山嶽丘陵と雨雪が多くて氣候風土の關係が道路の發達を妨げたる重要な原因の一つでもあると思はれる。更に明治維新以來鐵道の發達に依つて陸上交通は殆んど鐵道に依り所謂鐵道萬能の時代であつたために、道路の改良が疎んぜられたことも亦その原因の一つであらう。更にもう一つ最大の原因は國庫財政の貧弱と地方財政が非常に窮迫してゐて、殊に財務當局が道路費のために公債を以てすることには極力之れを抑制したことでも道路の發達を阻止したことの夥だしいと云はねばなるまい。茲で國運の發展を期するにはどうしても道路の發達を期せねばならぬ。夫れにはその基本たる道路法の制定

から取りかゝらねばならぬとの見解の下に堀田氏の土木局長時代に漸く出來上つたものである。

而して氏は大正八年に初めて道路法が制定されると共に道路會議を起して、これに我國の道路改良方針の確立を諮詢して種々審査協議の上「國道の改良費の支辨又は國道府縣道若くは市の重要街路の改良費補助に關する經費の支辨の爲めに政府は當該經費の範圍内に於て公債を發行し又は之が繰替支辨のために借入金をなすことを得」といふやうなことを骨子とした道路公債法を制定してこれに依つて道路開發の財源を確立した。而して大正九年度以降三十ヶ年間に専ら公債財源に依つて國費二億八千二百八十萬圓を以て國道約二千里、軍事國道約七千里と、それから特に重要な府縣道四百里及び六大城市に於ける街路の一部の改良を助成するといふ方針が確立したのである。而してこれ等は凡て道路法に準據して國道約二千里中本計畫に依り改修する道路延長は千七百五十五里、橋梁延長は約三十六里にして其工事費の二分の一を國庫から補助することとして、

道又は大橋梁等の多額の工費を要するものに對しては、その工費の三分の一を補助することに定めて、改修の標準は道路の幅員は平均五間として擴張又は改築するものの坂路は平地にあつては三十分の一、山地に在つては十五分の一の勾配を標準として改良すると共に、隧道は幅三間未満高さ十三尺未満のものは幅員四間高さ十五尺と定め、橋梁架換は鋼材其他の耐久材料を以て幅員平均五間を具うるものに架橋すること、棧道は幅員平均三間を有するものとして橋梁架換に準じて架換をする等細々と規定してゐる。又特殊國道即ち軍事道路約七十里の改良にも種々の標準規定を設けて改修の方針を示してゐる。又軍事上其他特殊の事情に依つて國家的見地に基いて、その新設改築を必要とする主要府縣道約四百里に對しても其の工事費の三分の一を補助し、隧道橋梁等多額の工費を要するものには工費の二分の一を補助することとなしてゐるが、六大都市たる東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋の各都市の街路改良費に對しても本計畫樹立に依つて街路改良費補助として八千九

百三十萬圓を計上して、その工費の三分の一を補助することにしたのである。而してこの計畫、改良方針に基いて大正九年度以降三十ヶ年に亘る年々の歳出豫算額は大正九年度には二百五十萬圓、同十年度には四百三十萬圓、同十一年度は七百萬圓、同十二年度には九百萬圓、同十三年度以降昭和二十四年度まで毎年一千萬圓づゝ國費を以て支出するといふ計畫を樹立したのである。勿論この計畫樹立は堀田氏獨りでは出來たのではなく、時の内相であつた水野鍊太郎氏及び次に原内閣成立と共に内相となつた床次竹二郎氏と水野内相から床次内相と兩相の下に次官であつた小橋一太氏等の協力にも依るが、主としてその衝に當つたのは土木局長であつた氏である。亦氏はこの計畫を實行するに當つて違算なきを期するため周到なる注意を拂ひこれに從事する臨時職員を設置すると共に、經費三百六十一萬六千圓を計上して工事用材料の適否を指導する爲に土木試験所を設置したのである。そうしてこの計畫は堀田氏が土木局长に在職中であつた大正十一年までは最初の豫定額通りに

支出されて既定計畫も豫定通りに進んで行つたが、大正十  
二年度に於てあの關東大震災が突發した結果、政府の財政  
緊縮のために初定の計畫豫算額は減額されたので、従つて  
豫定計畫に非常の狂ひを來したのであつた。これは本題  
の堀田氏が既に土木局長の椅子を去つてからであるから茲  
では書くことを省略することにする。尙多少前後するが大  
正八年三月に道路改良會が濱澤子等の唱導と努力に依つて

創立されたが、氏も亦これには非常に盡力してゐる。當時  
氏は道路法制定に關する講演をしたことがある。それを筆  
者知友平井氏が聽講して、その筆記が保存されてゐるので  
借りて見ると「我國古代に於ける道路政策、新道路法制  
定の沿革、道路法とその精神、道路政策の確立」等々と各  
項目の下に講演をしてゐるが、その内最も重要な道路法  
の制定と沿革、道路法とその精神に付て要點を抜萃して見  
ると、

維新以後道路法の實施前は明治六年八月に道路修築規則  
といふものを公布し次で九年に太政官達第六十號を以て

道路の種類等に關する規定を設けてあるが、道路といふ  
凡ての事項に對しては何等の規律もなかつたのである。  
道路の費用の負擔所屬の區分に關しては單に明治十一年  
の太政官三號達の存するだけである。其他色々の太政官  
の布告等斷片的のものはあつたけれども何れも内容は簡  
單であつて、明瞭を缺き運用上不便は尠くなかつたので  
ある。

と解き詳細に演述してゐるが、殊に明治五年の布達中に道  
路の掃除に關する條目等に付て各府縣に布告になつたもの  
があるが、是等を見ると面白いことに道路は銘々持場々  
々を定めて掃除や道路の手入れ等夫々に規定されてゐるこ  
とや又銘々其處々に住居してゐる人々に道路の維持修繕の  
義務を負はしてゐることや色々の道路に關する沿革を述べ  
てゐる。更に道路とその精神に付ては、

今國の道路法は固より各國の道路に關する法制を參照し  
たのであるが、その反面に於て我國の道路の實況並に我  
國の交通に關する舊慣を尊重して弊害の存せぬ限り現狀

を維持しやうといふに力を用ひ、過去の経験に徴し又將來を豫想して其必要があらうと思はるゝ點、夫等に意注

時勢の進歩發展につれてこれに對應する必要があると思ふのである。

於て我國の今の状況ではこの程度の法制で満足するより外ないと考へるのである。それから道路に關する規程が各種の法令に散在して居つたのを集めて統一して一つの法律としたのである。この點が注意を要する點であらうと思ふのである。

と述べ、進んで道路主管に關する意義や法文の各條項について説明的講演をしてゐるが、要するに道路法は一般公衆用の道路の公營の原則と其の管理方法とを定めたのであるやうである。従つて特殊の交通方法のみに専用する道路も

認めて居らず、又私營の道路も認めてない。更れは道路法は一般交通用の道路就中鐵道の補助としての道路の發達には便宜を與へてゐるが、短距離鐵道の代用としても又未發達地方に於ける鐵道の代用としての自動車による道路運送の通路の建設には左程の便宜を與へてゐないといふことは

夫れから堀田氏は更に治水事業の擴張を圖るために臨時治水調査會を設けて、その實を擧げんことを期したのである。又道路改良會の創立に付ても氏は當初からその創立事務所であつた濱澤事務所に度々赴いて大に盡力をなし、創立後も會の常務理事として又副會長として會務執行の責任を帯びて會の使命達成と會の益々發展に努力された功績をも見逃す譯けには行かないものである。恐くば今日の道路改良會の當事者もこれには大に感謝してゐるであらう。

堀田氏の土木局長時代に逐行した土木行政其他色々の仕事に付ては、大體この位に止めて置いて、再び筆は氏の學生時代から次官をやめた經緯に戻るが、元來堀田氏の郷里は福島縣の郡山から西の方に向つて約二、三里位の所にある河内村といふ山間僻地で、氏はその舊家であつて、代

々庄家を勤めたといふ家に喜左衛門といふ人を父として生れたのである。氏の尊父も亦家兄も縣會議員に當選して共に縣政に盡したのであつた。氏と同郷で幼年時代にはクラスこそ違つてゐたが、中學校、高等學校、大學と常に一所に進んだ佐々木秀司氏が「故堀田貢氏を憶ふ」と題して書いてあるのを見ると、

堀田さんは同じ級でも能く饒舌り大きな聲で書物を音讀

したり當時民友社發行の徳富さんの書いたものを克く讀んだりしてゐた。亦學友にはいろいろと世話をやいてゐた。小學校でも中學校でも常に首席で通して來た位學校の成績も常に優等であつた。それから仙臺の高等學校に私が入學した時には堀田さんも私も一部の法科であつたが、堀田さんは不幸にも痔瘻が永びて或るは難かし

いのじやないかと言はれる位永く患らはれたため、この時非常に暗せて顔色憔悴であつた。斯様の次第であつたから平素學校では些つとも姿を見なかつたが、或る時偶々遇ふたから「あなた些つとも學校に來ないやうですネ

」といふと「知つての通り身體が弱いものだから二年も休んで居たが、餘り殘念だから出て来て試験のある日だけ學校に出席するのだ」と言つて居ました。高等學校課程の學科も講義をも聽かずに試験のある日だけ出る。

これは隨分困難なことで餘人が企ても及ばない所である。然るに堀田さんは兎も角も卒業したが、その成績を見ると級中の眞ン中頭で三年間も患うて出席が僅かに試験の日だけであつてもそれでも中頭の成績を得てゐる。

堀田サンは性來病身で内氣の人のやうに學生時代は私の目に映じたのであつたが、實は内氣でもない他人に對する親切心が熱烈に發露すると同時に總ての物事に對して極めて強い遂行力を有つて居たので、何でも仕遂げるといふ力を有つてゐたのです。云々。

といつてゐるが、これを見ても氏は幼年時代から頭腦明晰で何事にも鞏固なる遂行力を持つてゐる。所謂熱烈なる氣性と強き意志の持主であつたやうである。筆者は此の實弟であつて、各縣の知事を勤め後に臺灣總督府の交通局長

になつた。堀田鼎氏を芝區白金三光町の邸に訪ぶて實弟から見えたる實兄に付て話しを聞たが、それに依ると、兄は私とは年齢に於ても七つ程違つてゐたから自然幼年時代は床の置物見たやうに見へた。兄に付ては弟といふの私は何も話すことはないが、學校の成績も相當によい方であつたやうである。酒は大に飲だ方だが、子供の時から田舎で造つたドブロクと云ふて一種の焼酒みたやうな酒をよく飲んだものじや。圍碁も好きのやうであつたし、玉突もよくやつたやうだ。毎年夏期の休暇には澤山の兄弟が歸へて來て、今の意味の勤労奉仕とは違ふが大勢して田畠に出たりして所謂一家の勤労奉仕をさせられたものじや。兄の性格か、兄は一口に云へば負けん氣の人であつた。

と言葉少なく鼎氏が語られたのも判るやうに、堀田氏は餘程剛氣であつて、亦他面周到なる所もあり強き意志の持主であつたやうである。

亦筆者の畏友で多年内務省に奉職してゐた某氏は氏に付て

語つたことがあるが、夫れに依ると「氏は豪膽であつて亦その反面に於て細心で用意周到のところもあつた。確か明治四十三年頃と記憶してゐるが、當時市町村課長であつた氏は市町村制改正のため毎日法制局に赴いて説明の衝に當つてゐたが、一日薄暮の頃歸途日比谷の某料亭に立寄つて酒氣紛々の儘平田内相の官邸に報告に行つて、堂々と雄辯を揮ふてその模様を報告したものぢや。亦或る時一木次官の下に某属官が知事の某事件に付て、その知事の態度そのまゝのまねをして、説明したが堀田氏はその席に丁度立會を挙げて後ち謹嚴なる次官の前ではあれはいかんと好意的に注意した如き氏の細心の現れである」これを以ても氏の性格の一部は察知することが出來得るやうである。

これも亦世の誤解を抹殺するためにと氏の親友佐々木秀司氏が云つてゐるのであるが、夫れは氏は内務次官で病氣に罹り中々思はしく快方に向はないため、次官の官邸二階で病床に臥した儘であつた。當時官界では次官の病氣は十一月頃から十二月になつても中々癒らない。しかもその間に

地方長官會議もある。所が部下を思ふに情の厚き、水野内相は次官が寝て居て動けなくとも次官の職務は自分がやる。その儘で決して差支ない。堀田は可哀さうだからその儘にして置く」といふことで頑として次官の位置に留めていた。所が地方官會議が始まつたら「堀田はあれだけの病體を以て逆も快復の見込も無いに拘らず職に戀々として離れないといふのは卑しい人間だ」といふ意味の聲が涉りに起きて來たのであつた。夫れには或る野心家があつて涉りにその聲を揚げてゐるのであつたが、堀田氏は夫れよりも早く自己の責任上次官をやめる決心をしてゐたのであつたが、水野氏はどうしても辭めさせないから、大臣の親切に背いて強いて辭表を提出せなかつたのであつた。所が佐々木氏が病床を訪うと堀田氏は非常に元氣で機嫌よく「俺も早く次官を辭めやうと思ふてゐたが、大臣の厚情に甘へて遂ひ延び／＼になつてゐたがモウ辭める決心をした」と云つて眞に綺麗さっぱりとした決意を表明されたそうである。そうして佐々木氏が大臣官邸に行つて水野内相に「堀

田さんも辭めることになりました」といふと、水野氏は驚かれたやうな風であつたが「それは誰がそんな事を言つた」と私（佐々木のこと）の三人の相談の結果であります」といふと水野氏は感慨無量をうであつたとのことである。筆者はこれを聞いて水野といふ人の後輩を思ひその情に厚きこと、斯の如き人物であればこそ今日世人にその人格、徳望は慕はれ身は前官の禮遇を辱ふするに至つたのであると確信してゐる。亦これを見ても堀田氏の恬淡高潔の心事がよく窺はれるのである。

元來人間の價値はその仕事の顯現だけに依つて判断してはならないものではあるが、氏は行くとして可ならざるはないで凡て相當の成績を残し國家のために貢献する所多大であった。筆者の賢友小島氏は追憶と題して嘗て本誌上に氏が本會の設立に參畫して多大の力を致し、設立後も常務理事として亦副會長として會の使命達成とその發展に多大の貢献されたことを詳細に書き最後に「氏は氣宇高邁事に

處するや明察果斷眞に棟梁の材たり永く官府に在り既に驥足を伸べんとして病を得て致仕す、時に年齢未だ知命に達せず尚優すに壽を以てすれば意に國家の偉材たらん云々」と述べてゐるが誠にその通りであると深く思ふのである。

筆者は嘗て新聞記者時代に先輩であつた小山兄が堀田氏の逝いた際に「梅花故人を偲ぶ」と題して一誌上に哀悼の意を表してゐるが、その中に

君はまだ内務省の文書課長時代である。僕は新聞記者として内務省を擔任することになつた。省内不案内の記者をしてよく同業と伍して過誤なきを得たのは一に君の賜であつた。何人にも隨意なき君の性格は旬日ならずして十年の知己の如く、殊に豪宕不羈、盃を擧げては侃々諤々、常に世界の大勢を論じ國政十年の方策を談ず、其談論風發の慨は當時尙ほ氣鋭の記者をして歎ながらぞ意氣投合せしめた。

と云つてゐるが、要するに氏は淮南子の所謂「智萬人過ぐるを英と曰ひ、千人に過ぐるを俊と曰ひ、百人に過ぐる

を豪と曰ひ、十人に過ぐるを傑と曰ふ」と云つてゐるやうに英俊の列に入るべき一人物であらうと思はれる。

今や我國は實に千丈の絶壁に直立してゐるやうな状態にある。一步を誤れば實に由々數き結果に陥らんとも限らない。全く文字通りの有史以來の重大時局に直面してゐる。

高度國防國家を建設して獨り時局に對應すると云はず東亞共榮圈の創建、次いで世界新秩序の建設に指導的役割を演ぜんとする大理想に到着するには我が國民は革面なる一致團結の基に金剛不壞の決意で當らねばならぬ。國內體制の整備は勿論、依て來るべき最惡の事態にも對處するの最大の覺悟と勇猛心が絶対に必要である。斯る時局難關に遭遇すると一層人材を思ふの情切なるものがある。人間の壽命といふものは人力を以てしては如何ともな能はざるものではあるが、若し天が氏に假すに尚壽を以てすれば今日國家内外多事の際國家のために大に役立つたであらうと思ふと共に鶴見總持寺の靈域に久遠に眠れる氏も亦密かに今日の時局を凝視して切齒扼腕してゐるであらう。